

Title	バンジャマン・ コンスタン 『征服の精神と篡奪： ヨーロッパ文明との関わりにおいて』(四)
Sub Title	De l'esprit de conquête et de l'usurpation dans leurs rapports avec la civilisation européenne (traduction)(4)
Author	堤林, 剣(Tsutsumibayashi, Ken) 堤林, 恵(Tsutsumibayashi, Megumi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2008
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.81, No.11 (2008. 11) ,p.93- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20081128-0093">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20081128-0093</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

# バンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪』 ——ヨーロッパ文明との関わりにおいて』(四)

堤 林 剣  
堤 林 惠 訳

## 七 第二部 篡奪について

### 第一章

篡奪と君主政とを比較することの  
精確な目的

本書における私の目的は統治の多様な形態を吟味することではない。

私は正当性を有する政治形態 (gouvernement régulier) にそれを持たぬ政治形態を対置したのであって、正当な政治形態同士の比較を行いたいわけではないのだ。我々は君主政を自然に反する権力と指差す時代にはもはや生きていない。そして私が文章を綴っている国においても、共和政は反社会的な体制であると声明せよなどと命じられ

ることはない。

今から二十年前、思い出すもおぞましいある男が——死がこの人物に正義をもたらした以上、もはやその名で書物が汚されることがあつてはならない——イギリスの国制を考察するなかでこう述べた。「私はそこに王の姿を見、そして恐怖に後退りする」<sup>(1)</sup>。また今から十年前には、これと同様の批難がある匿名の者によって共和政体に向けられたある時代には、正気に戻るのに狂気の輪をたっぶり一回り<sup>(2)</sup> 遍歴しなければならぬというのには確かに本当である。<sup>\*</sup>

\* 愚かな党派的精神と無知兼味は、共和政と君主政の問題を単純な定式へと還元したがるものである——前者は複数の人間による統治であり、後者は単独者のそれである、というような。このような定式に押し込めてしまうなら、一方

は休息を約束せず、他方は自由を保証しないこととなろう。ネロやドミティアスやヘリオガバルスの統治するローマに、あるいはディオニシウスの支配するシラクサに休息があつたろうか？ ルイ十一世、またシャルル九世治下のフランスには？ 十人委員会や長期議會、国民公会、総裁政府のものでさえ、はたして自由は存在していたのだろうか？ 一見自らの意志で選んだかのような人々に統治されていながらも、もしこの人々が国内に党派を築いておりその権力が無制限なものであるならば、こうした国民が何らの自由も享受しえぬことは理解されよう。また同様に、単独の支配者の統治下にある国民は、もしその支配者が法によつても世論によつても抑制されていないならばいかなる休息をも味わいえない、ということも想像に難くない。他方、秩序を保つに十分な政治的權威が得られるように共和政を組織化することは可能であるし、君主政については、一つだけ例を挙げれば十分だろう。一貫性に欠け不完全な制度が恣意的支配を広め暴君を蔓延<sup>はびこ</sup>らせるばかりであつたフランスの共和政の試みでは、ついで提供することができなかったほどの私的な安寧と政治的権利とが、イギリスにおいてはこの百二十年間というもの享受され続けているということをはたして誰が否定できようか？

それでもなお吟味せねばならない詳細な議論の何と多いことだろう！ はるか昔の時代にまで建国の時を遡るもの

と近年の日付が記されたものとは、一体同じ君主政といえるだろうか？ 王家がユーク・カペーの子孫のごとく太古の昔に起源を持つているか、一六八八年のイギリスにおけるごとく異境出身の者が国民の希望によつて王座へと請い招かれたものであるか、あるいは同胞の群衆のなかから幸運な状況によつて台頭した全く新しい家系であるのか——またさらに、ほとんどのヨーロッパ諸国におけるごとく君主政が古い世襲制の貴族階級を伴っているか、それともたつた一つの家系が単独で台頭したために父祖を持たぬ貴族階級を大急ぎでこしらえねばならない仕儀となるのか——あるいはドイツのようにこの貴族階級が封建的であるか、フランスのごとく純粹に名譽のみの存在であるか、はたまた貴族院のようなある種の司法官職を形成するものであるのか、等々、等々？

私としては、共和政を誹謗中傷する人々の列に加わるつもりはない。人間の能力がかくも広範に發展を遂げ、活力と誇りに満ち溢れた人々が持てる力のかぎりを捧げていた古代の共和政は、何らかの資質を具えたあらゆる人間の魂をある種の深く特別な感情で満たしてくれる。前時代の、つまり我々以前の精神に宿っていた旧びた要素も、こうした記憶のなかでは我々のうちにありありと甦るようだ。我々が近代における共和政はそれほど輝かしくもなくより平

和的であるが、能力に別様の発展を促し、異なる美德を生み出した。スイスの名は五世紀にわたる私的な幸福と公的な忠誠を思い出させる。オランダという名からは、内紛の最中でも外的の軛のもとでも失われなかつた良識、方正、誠の実直さという三つの資質が想起される。そしてか弱げなジュネーヴこそは、百倍も广大で強力な帝国よりはるかに豊かな収穫を科学、哲学、道德の研究にもたらしたのであった。

他方我々の時代における君主政を考察すれば、そこでは国民と国王とが相互の信頼で結ばれており、そうした国家同士が互いに真摯な同盟を締結しているのだから、我々としてはこれに喜んで敬意を捧げぬわけにはいかない。かつての主の帰還がこれらの諸国民にもたらしている喜びを冷淡に眺め、人にとつても一つの高貴な喜びとなるこの忠誠への熱情を眼の前になお鈍感であるような人々は、人間性を尊ぶようには生まれついていないのだから。

そして最後に、イギリスが君主国であること、そしてそこではすべての市民的権利が不可侵のものとされ民選が政治体の生命を保っていること、実際以上に目に付くいくつかの悪弊にもかかわらず、出版の自由が尊重され才能には成功が約束され、そしていかなる階級に属する個人のなか

にも、祖国の法に護られている人間の誇り高く静かな安寧が宿っていること——それは近年、我々の憐れむべき大陸において記憶の最後の片鱗まで完全に失われてしまった安寧である——に鑑みれば、一体このような幸福を保障してくれる制度の価値を認めずにいられるだろうか？ 数ヶ月前には誰もが周囲を見回しながら自問していたものだった、もしイギリスが降伏するならばほかにどのような人知れぬ隠れ家で文字を書き、語り、思索し、呼吸することができようかと。

しかし篡奪は人々に対し君主政の利点も共和政の利点も提供しない——篡奪は王政ではない。この真実が見落とされがちなのは、どちらにも権力を掌握する一人の人間の姿をみるがゆえに、そのほかには何らの類似点も持たない二つの事柄を十分に区別しなくなるためなのだ。

## 第二章 篡奪\*と君主政との相違

\*篡奪に関する私の定義にはいくつかの反論が寄せられた。そのなかのあるものは、少なくとも、篡奪とみなされるべきものといかなる面からもその名にあたらぬものとの區別を、私が十分明確にしなかつたという点に根拠を置いていた。そこからある才能溢れた著述家が、ウィリアム三世

の例に見られるとき、一切の権力を篡奪された場合の痛ましい結果について私が述べた主張に対して、反論を提示しようと考えることになった。したがって私は、本書の終わりにこの異論に要求されたいくつかの詳論を付け加え、私が誤って見落としてしまった本質的な欠落を埋めることとしたのである。

慣習は誰の心をも奥底まで見透かし畏れで打ち、恐怖で追い立て

束の間道を見失った盲目の群集に

無敵にして神聖なる力を揮う。

時の遺産、記憶の賛美、

未来を常に過去へと召還するその力を。

『ワルスタイン』第二幕第四場<sup>(4)</sup>

「誰にしろ、新規に力を握った者は、荒々しいのが習いだものな。」

アイスキュロス『プロメテウス』<sup>(5)</sup>

ヨーロッパの大半の国に見られるような君主政は、時間とともに修正を蒙り慣習によって和らげられてきた制度である。これを支えると同時に抑制もするような中間団体が

君主政を取り巻いている。継承が規則的に穏やかに行われることによって服従はより容易になり、権力への猜疑心が抑えられる。君主はある意味において抽象的な存在である。人々が彼のなかに見えるのは個々の人間ではなく王の血統そのもの、幾世紀にもわたる伝統なのだ。

篡奪は何によっても改変されず、緩和もされない勢力である。それは必然的に篡奪者の個性を刻印されており、またこの個性はかつての利益との間に存在する対立関係ゆえに、恒久的な不信と敵意のうちに陥らざるをえない。

君主政は他者を犠牲にしてひとりの人間に与えられるような特恵ではない。この優越性をはるか昔に確立したものであり、野心は妨げるが虚栄には傷をつけない。篡奪はたった一人のためにすべての人が即座に身を投げ出すことを要求する。そしてあらゆる権利の主張に火をつけ、あらゆる利己心を興奮に投げ込む。ペダリトスがある言葉を三百人の市民に向かって発した時も、相手がたった一人しかいないよりは心安かったはずである。<sup>\*</sup>

\*賛同を求めて得られなかった議會を去りながらペダリトスはこう言ったのである——「祖国に私より優れた市民が三百人もいることを神に感謝する」。

自分が世襲の君主だと自ら宣言しただけでは充分ではな

い。そうあらしめるのは継承された王座であつて、継承させたいと望まれた王座ではないのだ。第二世代となるまで人は世襲君主とはなりえない。その時を迎えるまでは、確かに篡奪は君主政を名乗るかもしれない——だがそれを創設した革命の動揺は内在しつづける。この自称・新興王朝は過激な党派と同じくらしいの混乱を抱え、暴政にも匹敵しうるほど高圧的である。すなわちポーランドの無秩序か、あるいはコンスタンチノープルの専制政治か。その両方ともいうこともよくある。

父祖たちの占めてきた王座に昇ろうとする君主の辿る道は、彼自身の意志で飛び込んだものではない。彼は名声を獲得する必要がない。彼はその資格を持つ唯一の者である。誰かと比較されることもない。篡奪者は後悔、嫉妬、期待から生まれるあらゆる比較に身を晒される。彼は自分の昇進を正当化しよう迫られる。これほどの大きな幸運から偉大な成果を導き出すことを彼は暗黙のうちに誓約したのである。こんなにも強く煽り立ててしまった人々の期待を裏切るのではないかという不安が彼を常に苛む。最も合理的で最も正当な根拠を有する無為が、彼にとっては危険を意味するようになる。この点に誰よりも精通していたある男が言った、「フランス人には三ヶ月ごとに何か新しいも

のを与えねばならないのだ」と。そして彼はその言葉を守つたのだつた。

さて、もし公益に求められていることであれば、偉業にふさわしい人間たることはおそらく一つの美点であろう。だが公益が要請しない場合、自らの個人的な理由からこうした大掛かりなことを余儀なくされるのは悪である。人々は怠惰な王たちをひどく罵つたものだ。神よ、篡奪者の熱意よりもむしろ彼らの無為を我々に与えたまわんことを。

また地位にまつわる不都合に人格上の歪も加味しなくてはならない。というのも、篡奪が包含する欠陥じずみもあれば、篡奪の生み出す欠陥もあるのだから。

何という姦計が、暴力が、偽りの誓いが篡奪に求められることか！ 踏み躪る魂胆で原理を引き合いに出し、違反しようと思む誓約を結び、人々の誠意を蔑ろにしては他の誰かの弱さにつけこみ、眠っていた貪欲さを目覚めさせ、陰に隠れていた不正義と縮こまっていた墮落に勝手を許す——一言で云えば、一切の罪深い情念を温室に置いて成熟を急がせ、収穫をより豊かにせねばならないのだ！

君主は気高く堂々と王位につく。しかし篡奪者は泥と血に塗まれてそこに滑り込み、その地位を手にした時には彼の辿つてきた道がその汚れた上衣に痕を残している。

成功が、魔法の杖によって、彼を過去から洗い清めてくれるとお思いだろうか？ だが事實はまったくの逆である——仮にその時点で未だ墮落していなくとも、この成功だけで彼の頹廢には十分事足りるのだ。

王子たちの教育にはさまざまな点で欠陥がありうるにせよ、また最高位の任務をそれにふさわしく果たすためとは必ずしもいえぬかもしれないが、少なくともその輝きに眼を眩ませぬよう用意させるといふだけの利点は具えている。権力の座に到達する国王の子は未知の領域に連れ出されるわけではない。誕生の時から自らのものと考えてきたものを、彼は冷静沈着に享受する。腰を下ろしたその高さも彼には眩暈一つ引き起こさない。だがしかし、篡奪者の頭脳がこの突然の昇進に耐えられるほど強いことはありえないのである。自らの全存在を一変させるようなこの変化に、彼の理性は決して耐ええない。突然に途方もない富を与えられただけでも人間が欲望や気紛れ、無秩序な妄想に囚われるというのはよくあることだ。過剰な富裕さが彼らを醜態させてしまう、富は権力と等しく一つの力だからである。どうして同じことが非合法的に一切の力を奪い取りあらゆる財宝を掌握した者によってなされないとはいえようか？ 非合法的に、と私は言ったが、それは正当性 (legitimate)

に関する認識のうちに何かしら不可思議なものが存するためである。あらゆる種類の経験を豊かに積んだ我々の世紀がその知識のなから驚くべき証拠を提供してくれている。この二人の人物をご覧いただきたい。一方は国民の望みと国王からの指名によって王座へと招かれ、他方は自分自身の意志と恐怖により力づくで挽き取られた同意のみに支えられ、自らそこに登りつめた人間である。前者は自信に満ち溢れ穩やかであり、過去という味方を有している。彼は自分を受け容れた先代の養父たちの栄光にもひるむことなく、自分自身の栄光でそれをさらに高めてゆく。後者は不安と苦悩に苛まれ、彼が横奪した数々の権利を、誰もがそれを認識するように強いていながら自ら信じていることができない。非合法性が彼を亡霊のごとく追い回す。豪奢を誇示し勝利することに逃げ道を探すがそれも虚しい。幽霊は壮麗さの最中にも戦場にあつても彼につきまとう。彼は法律を公布し、そして改変する。憲法を制定し、蹂躪する。帝國を築き、転覆させる。彼は自分の建てた砂上の楼閣に決して満足することはない。その基礎は深淵へと呑み込まれ、消え失せる。

内政も外交も含めたすべての行政の細部を総覧すれば、我々はいたるところに篡奪の欠陥と君主政の利点との相違

を見出すことだろう。

国王は自らの軍隊を指揮する必要を持たない。彼のために他の人間が戦うそのかたわらで、平和を尊ぶ美德が彼自身を国民のより深い敬愛の対象とする。しかし篡奪者は常に親衛隊の指揮官でなくてはならない。もし自らその偶像たりえないならば、彼らから軽蔑されることとなるだろう。

モンテスキューはこう述べている——「ギリシアの諸共和国を腐敗させた人々が必ずしも暴君(僭主)とならなかつたことは事実である。諸共和国を腐敗させた人々が軍事技術よりも雄弁術に専念していたからである」\*<sup>(8)</sup>。だが我々の巨大な共同体において雄弁さに力はない。篡奪は軍事力のほかに支えを持たない。実現のためばかりかその維持にもこの力を必要とするのである。

\*『法の精神』VII, 1.

それゆえに、篡奪者のもとでは戦争が止むことなく繰り返され続けるのだ。それは自分の周りを衛兵に取り囲ませるための口実である。それはこの衛兵たちに服従を教え込むための機会である。それは人々の心を幻惑させ、古典古代の威光を征服のそれで補うための手段である。篡奪は我々を戦争の体制へと引きずり込む。したがってこの体制において我々が蒙る一切の不都合を呼び込むのだ。

正当な君主 (un monarque légitime) の栄光は、それ

を取り巻く他の栄光によつて増幅される。大臣らを十全な敬意とともに遇することが彼の利益となる。彼には危惧すべき競争など存在しない。つい先ごろまで道具たる臣下たちと同等かそれより下位にいた篡奪者のほうは、彼らを貶めて自分の競争相手とならぬようにしなければならぬ。使役するために彼らを控<sup>く</sup>ののだ。また、あらゆる誇り高い魂がここから遠ざかる点を注視していただきたい——そしてこのような魂が去るならば、後には何が残るだろう？

へつらうことをしりながら弁護をせぬ人間、誉めそやしていた指導者が失墜すればこれを嘲<sup>あざわら</sup>り罵<sup>ののし</sup>るような人間ばかりだ\*。

\*この箇所はボナパルトが失脚する六ヶ月前に書かれた。

このために篡奪は君主政よりも高くつくのである。まずは腐敗するに任せるため、それからこの腐敗した臣下たちが再び有用となるために、彼らの給料を支払わねばならない。金銭が世論と名誉の代わりとならなければならぬ。だがこのどこまでも墮落し熱に浮かされた臣下たちは、統治することに慣れていない。彼らも、彼らと等しく新参者の指導者も、問題を解決する術を知らない。暴力は彼らにとつてあまりに簡便な手段であるため、困難に遭遇するた



び、それが不可欠とさえ思えるのである。たとえその意図はなかった場合でも、無知のゆえに彼らは暴君となるだろう。君主政においては幾世紀にもわたって同一の制度が存続することがある。しかし篡奪者とはいえば、まるで新米で堪え性のない労働者が自分の道具を壊してしまうかのよう、自ら制定した法律を何度も廃止し確立したばかりの手續を蔑ろにする者ばかりである。

世襲君主は、歴史ある輝かしい貴族階級の傍らに、さらにいえばその頂点に位置することができる。君主自身が、彼ら同様に豊かな記憶を湛えているからである。だがこの君主が支えを見出すところに、篡奪者は敵の姿を見る。自分よりも前から存在しているすべての貴族が彼に不安を抱かせずにはいない。自らの新興の王朝を基礎付けるために、彼は新しい貴族階級を創出しなくてはならないのだ。

しかし、世襲制を生み出すことは可能だと結論づけるために既存の世襲制の利点を引き合いに出す人物には、観念の混乱が起きているといえよう。貴族階級がある一人の人間とその子孫たちに捧げるのは、将来の尊敬ばかりではない。その時の同時代的な敬意をも差し出すのだ。ところで、この最後の点こそ最も困難なものである。生まれた時すでに広く認められていたのであれば、このような取り決めを

受け入れることもたやすくできよう。だがもし自分が利益を受ける立場にないのなら、この契約に立会いこれを甘受することは到底不可能である。

世襲制は素朴な時代、あるいは征服の世紀において導入される。だが文明のただなかで創設されることはありえない。それを維持することは可能であっても、設立することはできないのだ。すべての威信ある制度は、決して意志の産物などではない——それは状況の所産である。どんな土地でも幾何学的に境界線を引くことは可能である。だが絵画のような眺めや効果を生み出すのは自然だけである。人が確立しようとする世襲制も、もしいかなる敬意に値するほとんど神秘的な伝統によっても支えられていないならば想像力を支配することはないだろう。熱情は武器を下ろさない。それどころか、眼の前で自分たちを犠牲にして唐突に築かれた不平等に対し、いっそうの苛立ちを覚えるだろう。クロムウェルが上院を設立しようとした時には、イングラントの世論全体に反対の声が広がった。かつての貴族院議員たちは参加を拒み、国民のほうも招待に応じた人々を貴族と認めることを拒否したのであった\*。

\*クロムウェル時代のいわゆる上院議會に反対するものとして出版されたあるパンフレットは、この種の制度における

政治的権力の無力さを示す目覚しい証拠といえよう。V.  
A. reasonable speech made by a worthy member of  
Parliament in the House of Commons, concerning the  
other House, March, 1659.

それでも新たな貴族たちは創出されているではないか、と反論されるかもしれない。それはこの階級全体の榮譽が彼らにも及んでいるというだけのことである。しかし団体と構成員とが同時に生み出されるのだとしたら、名譽の起源は一体どこにあるのだろうか？

同種の議論は、君主国において国民を擁護し代表する議會に關してもやはり適用される。イギリス国王は議會の中にあつてなお敬うべき存在とされている。だがこれは、繰り返しになるが、彼が単なる一個人ではないために他ならない。彼は先んじる王たちの長い歴史を代表しており、国民の代理人たちによってその光を遮られることはない。だが群衆から脱け出したひとりの人間ではあまりに器量が矮小であり、この対照性を維持し続けるためには自ら恐怖の対象となる必要がある。国民の代表たちも、篡奪者のもとでは、彼の上位に立たぬようその奴隷とならざるをえない。ところで、一切の政治的な災禍のうちで最もおぞましいのは、ただ独りの人間の道具に墮した議會である。議會が国

民の願いの自由な解釈者と自称しているならば、この人物が自らの道具に望めと命じたものを望むのに、あえて彼の名を持ち出す者など誰一人いないだろう。ティベリウスの元老院を、ヘンリー八世の議會を想像していただきたい。

貴族階級について私が述べたことは、土地所有にも等しく当て嵌まる。古くからの地主たちは正当な君主にとって自然な支えである——だが篡奪者にとつては生まれながらの敵となる。さて、ある政府が平和的であるためには権力と財産とが一致してはならない、という点はすでに認められていることと思う。もしこれらを分かつたらは鬭争が引き起こされ、その果てには財産が破壊されるか政府が転覆するかのどちらかとなる。

實際、新たな貴族を生むよりは新たな財産家を作り出すほうがたやすいように思える。だがしかし、権力を得た人々を富裕にするのは、生まれながらに富を持つ人間へ権力を与えるのと同じこととは言えない。富には週及効果がないのである。唐突にある人物に授与されたとしても、富は彼に対し、その境遇に存する安心感も偏狭な利益関心の欠如も、またその主たる利点をなしている充実した教育も与えることができない。財産家の精神は、財産ほどすばやく身につくものではないのだ。かといって、特權階級を構

成するのは富裕層であるべきだなどと仄めかすつもりは毛頭ない！ あらゆる天与の才能は、一切の社会的優位と等しく政治組織のうちに自らの適所を見出すべきであり、才能という宝は確かに富裕に劣るものではない。しかし、よく秩序立てられた社会においては、才能が所有へと導くことだろう。古くからの資産家階級が新たな構成員を受け容れる、それこそが、緩やかで漸進的かつ常に部分的な変化が則るべき唯一の道程なのである。正当な財産をゆつくりと段階的に獲得していくことと、奪われた財産の暴力的な征服とは、まったく別のものである。自らの勤勉や能力によつて富を殖やす者は、獲得したものにふさわしくあることを学ぶ。略奪で富を得た人間は、自分の奪ったものよりも下等にならざるをえない。

かつての混乱期にあつて、我々が富裕な者たちによる政府を懐かしむのを耳にした束の間の支配者たちは、より統治に相応しい者となるために自ら財産家となろうと幾度か試みた。だが彼らが自ら法と呼ぶ意志によつてひととき莫大な財産を手に入れると、国民も彼ら自身も、法によつて与えられたものである以上、法はこれを取り返すこともできるだろうと考えた。そして財産は制度を擁護するかわりに、制度によつて守られることを必要としたのである。他

のものと同じく、富においても時を補うものは何もないのだ。

さらにいえば、一部の人間に富を与えるためには他の人々を貧窮させねばならない。新たな富裕層を創出するなら古い財産家たちから奪わねばならない。大いなる篡奪は、自衛の予防策として、部分的な篡奪を重ねて周囲を固めざるをえない。だが一つの利益を陣営に取り込むごとに、十の利益の刃を背負うことになる。

したがって、どちらも等しく単独の人間に帰せられた権力だという、篡奪と君主政とのあいだに存在するかのごとき偽りの類似点にもかかわらず、これほど互いにかげ離れたものはないのである。後者に力を与えるもの一切が前者を脅かす。君主政において団結と調和と安寧の原因となるあらゆるものが、篡奪においては抵抗、敵意、そして動揺の原因となるのである。

これらの論理は、古くから存在する共和政にも劣らぬ強さで作用しうる。こうした場合には、共和政も君主政と同様に伝統および習俗慣習の遺産を獲得することができよう。ただ篡奪のみが、こうしたものから切り離され裸にされて、その恥辱を覆い隠そうと、引き剥がす時に自ら千切つて血塗れにしてしまふろきれを求め、剣を片手にあらゆる土

地を嗅ぎ回っては、あてもなく彷徨し続けるのだ。

- (1) ジャコバン派の指導者クーロンの言葉。以下を参照。  
George Couthon, *Discours prononcé à la séance de Jacobins du 1er pluviôse an II de la République* (20 janvier 1794), Paris: Imprimerie des 86 départements, pp. 3-4.
- (2) 『征服の精神』の初版には、この箇所以下に注がつけられてゐる。Essais de Morale et de Politique. Paris 1804. これは Louis Mathieu Mole の次の著書を描いてゐる。Essais de morale et de politique, Paris: Nicolle, 1806.
- (3) これはイギリス、ロシア、スウェーデン、プロイセン、オーストリアが中心となり一八一三年に結成された第六連合への言及となつてゐる。
- (4) このコンスタンの手になるシラーの『Wallstein: Tragedie en cinq actes et en vers, précédée de Quelques réflexions sur le théâtre allemand, et suivie de Notes historiques, Paris: J. J. Paschoud, 1809. 以下の全集にも収録されてゐる。Oeuvres complètes, Oeuvres III, 2, Tübingen: Niemeyer, 1995, pp. 577-751.
- (5) 呉茂一訳『縛られたプロメーテウス』岩波文庫、一九七四年、一一頁。
- (6) これはナポレオンが一八一二年にナルボンヌで発した言葉である。
- (7) 「国民の望みと国王からの指名によつて王座へと招かれ」た方はベルナドットを、「自分自身の意志と恐怖により力づくで挽き取られた同意のみに支えられ、自らそこに登りつめた」方はナポレオンを示唆している。
- (8) 実際は『法の精神』の第八編第二章からの引用である。前掲訳書二二五—二二六頁を参照。